別表三のニ　連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

連結留保金額に対する税額の計算

課税連結留保金額			税額		
年3,000万円相当額以下の金額（(21)又は(3,000万円×12/12)のいずれか少ない金額）	1	円	(1)の10％相当額	5	円
年3,000万円相当額を超え年１億円相当額以下の金額（((21)－(1))又は(１億円×12/12－(1))のいずれか少ない金額）	2		(2)の15％相当額	6	
年１億円相当額を超える金額 (21)－(1)－(2)	3		(3)の20％相当額	7	
計(21) (1)＋(2)＋(3)	4		計 (5)＋(6)＋(7)	8	

課税連結留保金額の計算

当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）	9	円	当期連結留保金額の計算	連結法人税額等の合計額 (12)＋(13)－(14)（マイナスの場合は０）	15	円
	前期末配当等の額の合計額（別表三の二付表二「12」の合計額）	10			連結法人間配当等の当期支払額の合計額（別表三の二付表二「19」の合計額）	16	
	当期末配当等の額の合計額（別表三の二付表二「13」の合計額）	11			連結法人間配当等の当期受取額の合計額（別表三の二付表二「20」の合計額）	17	
	連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額（(((別表一の二「4」＋「5」＋「7」－「12」－「42」)－別表六の二(二の二)「5の③」)と０のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」－「8」－「9」)と０のいずれか多い金額)－(((別表六の二(二の二)「5の③」－(別表一の二「4」＋「5」＋「7」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）	12			他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（別表三の二付表一「18」）	18	
					当期連結留保金額 (9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18)	19	
	住民税額の合計額（別表三の二付表二「16」の合計額）	13			連結留保控除額（別表三の二付表一「32」）	20	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額（別表三の二付表二「17」の合計額）	14			課税連結留保金額 (19)－(20)	21	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）